# 障害者週間

## 12月3日～9日

共に生きる街づくりを目指して、12月3日から12月9日までは、障害者基本法により、「障害者週間」となっています。

「障害者週間」は、障害を持つ方への理解を深め、障害を持つ方の社会参加を図る啓発期間です。

各地では障害者への理解を図る行事が開催されます。

### ご存知ですか?! 障害者マーク

今回、「障害者週間」に関連して障害者の方の生活を支える主なマークを紹介します。街でこのマークを見かけたら、みなさんのご理解とご協力をお願いいたします。

◎**問い合わせ**
障害福祉センター
☎(73)4530

## 主な障害者マーク

### 身体障害者標識

道路交通法によるマークです。肢体不自由であることを理由に、自動車運転免許に条件を付されている方が、車を運転する場合に、車に表示するマークです。このマークをつけた車に、幅よせ等をすると処罰されます。なお表示は、努

### ほじょ犬マーク

ほじょ犬(補助犬)とは、目や耳、体の不自由な人のために働く、盲導犬、介助犬、聴導犬のことをさします。このマークがあるお店、施設では、ほじょ犬との同伴が可能であることを示しています。

### 障害者のための国際シンボルマーク

障害者が容易に利用できる建物、施設であることを明確に示すためのマークです。このマークは、車いすの障害者の方だけではなく、全ての障害者を対象にしたマークです。

### オストメイトマーク

人工肛門、人工膀胱を使用している方（オストメイト）のための設備があることを示しています。

### 盲人のための国際シンボルマーク

視覚障害者を示す世界共通のシンボルマークです。

### みんなのトイレマーク

神奈川県福祉の街づくり条例によって、障害者の方、乳幼児、健常者の方が広く利用できるトイレであることを示しています。

### 聴覚障害者を示す国内でのシンボルマーク

聴覚障害者を示す、国内で使用されているマークです。

### ハート・プラスマーク

心臓、腎臓、膀胱等の内部障害者の方を示しています。このマークは、内部障害者の方が自発的に使用しているものです。

# 人権週間 12月4日～10日

## 育てよう一人一人の人権意識
## ～ 思いやりの心・かけがえのない命を大切に ～

人権は、社会の中のだれもが幸せに、いきがいのある生活を営むのに必要な権利であり、日本国憲法でも国民の基本的人権の保障として重要な位置づけがされています。

しかし、なお一部には、自己の権利は主張する一方で、他者の権利を軽視し、その尊厳を踏みにじるような心ない方々もおられます。

1948年に、世界のすべての人々とすべての国々とが達成すべき共通の目標として、採択された世界人権宣言を記念して定められた12月10日の「人権デー」を中心に、毎年国連に加盟する各国内で人権擁護活動を推進するさまざまな行事が開催されています。

我が国においても、法務省及び全国人権擁護委員連合会が中心となり「人権週間」を設定し、世界人権宣言の意義や人権尊重思想の啓発活動が展開されています。今年度の重点目標として「育てよう　一人一人の　人権意識　～思いやりの心・かけがえのない命を大切に～」をスローガンに掲げ、さらに次の強調事項を活動の目標としています。

- 女性の地位を高めよう
- 子どもの人権を守ろう
- 高齢者を大切にする心を育てよう
- 障害のある人の完全参加と平等を実現しよう
- 部落差別をなくそう
- アイヌの人々に対する理解を深めよう
- 外国人の人権を尊重しよう
- HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう
- 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- インターネットを悪用した人権侵害は止めよう
- 性的指向を理由とする差別をなくそう
- ホームレスに対する偏見をなくそう
- 性同一性障害を理由とする差別をなくそう

町でも人権擁護委員と協力し、大磯駅前での街頭キャンペーンなど、啓発活動を行います。皆さんもご理解とご協力をお願いします。

◎**問い合わせ**
地域協働課　☎内線237